

【IMF 財政局次長講演会】

## Destination-based cash flow tax



IMF 財政局次長 Michael Keen

はしがき 本稿は、平成29年3月24日に IFA 日本支部と租税研究協会との共催で行われた IMF 財政局次長のマイケル・キーン氏による講演をとりまとめたものである。筆者の見解にかかる部分は、個人的なもので、必ずしも IMF の見解ではない。当日は、講演後の会場参加者との質疑応答まで、共催セミナー全体の司会進行を IFA 日本支部事務局長の藤井保憲氏（東亜大学通信制大学院教授）が務められた。なお、当日の配布資料については本文末尾にまとめて掲載している。

### 1. はじめに

お招きいただきまして、ありがとうございます。恒例化しているということで、私も楽しみにしています。今回のテーマは皆さんにタイムリーだと思っていただけるとうれしいのですが、最近3、4カ月米国の法人税を改正するという話を随分耳になさったと思います。しかも、ツイッターでの議論がかなりありますので、かえって中身がわかりにくくなっているかもしれません。そこで、仕向地主義キャッシュ・フロー税（Destination-Based Cash Flow Tax (DBCFT)）とはそもそもどういう意味であるか、それがどのように機能するのか、またどのような影響があり得るかという話をします。

ただし、米国の改正の話だけをするわけではありません。米国での税制改正は同国独自のや

やこしさがありますが、その話は本日しません。また、念のため、申し上げますと、このスライドの一番下に書いてあるように、私が申し上げることは IMF を代表するものではありません。毎年これは個人の見解であるということを書いているつもりですが、今年は特にこれをおく必要があります。

DBCFT がもし米国で導入されるということになると、これは大きな出来事です。過去100年間で一番重要な改革となると断言できます。もしこれが実現すれば、米国だけではなく、米国以外の国にとっても同じだけ重要なことになります。

まず、提案の背景です。昨年7月、共和党の提案として公表されました。時々ライアンプランとかブループリントと言われます。皆さんもアクセスできます。ただし、この共和党の提案するところの DBCFT と、いわゆる教科書的な標準的な仕向地主義キャッシュ・フロー税とは違いがあります。念のため繰り返しますが、私が説明するのは、米国の DBCFT ではなくて、いわゆる標準的な教科書で言うところの DBCFT です。

この前提とも言えるものが2005年にありました。ご記憶の方もいるかと思いますが、ブッシュ大統領が税制に関するパネルを設置しました。このパネルのレポートの結果何かが大きく変わったということはありませんが、実際に DBCFT に似たような提案が過去にあったとい

うことがポイントです。それは成長投資税と呼ばれていました。何か成長、投資に課税してしまうような感じがするので、ネーミングとしては非常に問題があるように思います。DBCFTもなかなか難しいと思います。名前ももう少し考える余地があります。

学界の研究としては、2000年ごろからペーパーがあります。特にこれを提唱してきたのがアメリカのAlan Auerbach氏とイギリスのMichael Devereux氏です。今回のプレゼンテーションは、私も関わって執筆した論文がベースとなっています。論文としては長いもので100ページほどありますが、あまり偏った、行き過ぎた主張ではなく、冷静なトーンで書いてあります。本日の配布資料の最後のページにもレファレンスがありますので、よろしければこの論文も参照してください。

このような背景を踏まえて、本日説明することを、スライド3に示しております。

まずは、基本的な考え方、仕組みを紹介します。一番時間をかけるのはこの2つ目の、どういう効果、影響があるのか、その特性です。提唱する人は何がよいと考えているのか、もしくは何が問題であるのかということです。あとは波及効果です。つまり、米国がDBCFTを導入した場合に、他の国にどういった影響が出るかということです。資金の流れ(financial flow)についても、時間があれば話したいと思っています。順番が変わるかもしれませんが、最後は、その他で、おおむね法的な話でして、これは皆さんの方が詳しいかもしれません。適用することになった場合の、実務上の問題の話もします。

## 2. DBCFTの仕組み

### 2-1. キャッシュ・フロー税

この長い名前を2つのパーツに分けることができます。まずキャッシュ・フロー税の部分です。キャッシュ・フロー税には2つの要素があります。1つ目の要素として、投資に関しては

減価償却ではなく、即時損金処理を行います。例えば資産について100で取得した場合に、何年かの期限にわたって償却するのではなく、即時控除します。もう1つの要素として、利息・利子部分の扱いがあります。キャッシュ・フロー税であれば、この利息については控除がありません。業界ではRベース(Real Base)という言い方をしています。70年代のご記憶の方もあるかもしれませんが、Meade Reportで、Rベースが出てきます。後程少し金融サービスの話をします。

今申し上げた2つが、キャッシュ・フロー税の部分の中心的な特徴です。エコノミストがキャッシュと言っている場合には、厳密に言えば会計上の発生主義のことです。

キャッシュ・フロー税の影響ですが、良いところが幾つかあります。まず、利息部分の控除がないという部分です。このことにより、次の2点において、重要な影響が出ます。

まず、企業にとってエクイティよりはデットで調達しようというインセンティブがなくなります。なぜかといいますと、現在、利息の支払は損金になりますが、エクイティに対するリターン(配当)の支払は損金にはならないという違いがあるからです。これには幾つか魅力的なポイントがあり、1つは金融安定に関連します。とりわけIMFとしては、これはとても気に掛かる場所です。IMFのような立場としては、もしある税制の枠組みが、必要以上の借入れを促すようなシステムであったとすれば、しばしば過剰な債務が危機の原因になりますので、その点が気に掛かるわけです。IMFの研究によれば、デットを好むというタックスバイアスがかかっていると、銀行の必要以上に高いレバレッジにつながる事が確認されています。さらに銀行のレバレッジが必要以上に高いということは、危機との相関関係があるということも判明しています。マクロ経済を心配している関係者としては、このデットバイアスが金融安定にどういった影響を及ぼすのかについて懸念を持

っています。デットを好むというバイアスが除かれるということがキャッシュ・フロー税の最初のプラスの側面です。

デットを好むということがあると、利益移転にもつながるといふ影響があります。金融安定という問題以外にも、BEPSでも租税回避等として指摘しているように、低税率国を選んで借り入れるという影響等についても懸念があります。今申し上げたようなグループ内での借り入れについては、本当の意味での債務ではないので、金融安定の問題ではないかもしれませんが、ただし租税回避の問題であるということには皆さん承知のとおりです。

もう1つプラスの側面が、投資決定に関連するものです。エコノミストとしてキャッシュ・フロー税が望ましいと思うのは、幾ら投資をするかというその決定に対して、ゆがみを及ぼさないからです。なぜかといいますと、キャッシュ・フロー税というシステムの下では、最終的には超過利潤の部分、最低限を越えたところの分だけ払うからです。最低限必要な部分を越えた部分、超過利潤、レント部分だけが課税になります。それをわかりやすくするために、スライド7の事例があります。

閉鎖経済において、例えば投資家が国債を持っているということだけで5%の利益率がある場合に、5%のリターンが上がらない場合であれば、投資をする意味がありません。その投資機会が、100使う必要がありますと、翌年は105になるはずで、この場合ですと、最低限必要な5%がリターンということになります。

この場合、税負担はどうなるでしょうか。例えばキャッシュ・フロー税が20%だったとして、1年目に、例えば100投資した場合ですと即時に控除ができますので、1年目についてはマイナス20です。2年目に入りますと、105に対して20%の税率がかかります。税について21になります。ただし、それは翌年のことですから、1年目と比較する場合にはリポート分も勘定に入れます。最低限必要なレベルの5%で

べートを計算すると、今年のマイナスの部分が翌年度のプラスのところで相殺されます。経済価値としては税金は発生しないけれど、損益が差し引きゼロとなるので、投資をしてもしなくてもあまり変わらないかもしれません。

つまり、税制によって、私の投資決定はゆがまない、影響を受けません。おおむね全般的なことを言いますと、私の租税債務の現在価値というのは、最低限の5%を超過した部分だけで税金が発生します。もし私の投資のリターンが5%を下回ったとき、私の租税債務の現在価値はマイナスになります。このような税制の下で、投資をあえてやる意味があるとすれば、税制に関係なく、投資する意味があるというときのみです。投資家としては、レントの一部が政府に取られるということになるので、なるべく納税したくないわけですが、理論的に言えば、この税が発生してもしなくても投資決定は同じになります。これはエコノミストとしては理想的な税制であって、税収は生み出すけれども、投資行動については歪曲を起しません。

投資にバイアスを与えないという同じ効果をもたらす方法は、これ1つだけではありません。レント税としてもバイアスを起こさない中立なものについて他の方法もあり得るのに、あえてなぜこの方法にするのかというのは、それはそれで妥当な疑問です。以上がキャッシュ・フロー税の部分でして、これは比較的なじみがあるというか、わかりやすいかと思えます。

## 2-2. 仕向地主義

仕向地主義のところが新しいと思います。意味としては、国境調整の形を取ります。その意味は2つあり、第一に輸出に関する受取りについては減免という課税されません。それに対して、輸入には課税されます。もう少し最後の点を説明すると、最終需要家、消費者にとっては、これは単に最終の輸入税です。法人企業にとっては輸入に課税されるのであれば、これは控除可能です。一方課税されて後でそれが控除

可能ということであれば、それは相殺されます。このような形での企業に対する課税というのは、結局は実質的には課税にもならないというか、控除も認められないということと同じです。

ここで時々議論に混乱があります。輸入に税金がかかるという言い方をしたり、或いは輸入については控除ができないという言い方をしたりするのですが、結論としては同じになります。後で国境調整税について、もっと話をしますが、取りあえず今のところはVATと似たようなことになると申し上げておきます。これも大事なポイントです。

### 2-3. DB+CFTの例

DBCFTが実際どうなるのかの例(スライド9)です。世界中どこでもこの税金が導入されたとします。スライドではA国とB国があり、どちらもこの税金を導入したとします。しかし、それぞれの国で税率が20%と30%と少し違います。Aという国ではどうなるでしょうか。国内で150の売り上げがあります。人件費が60、その他費用が40ですので、売り上げの150から先ほどのコストを合算したものを控除します。そうするとベースが50で、20%の税率をかけると10になります。Bは何をしているかという、これは単純に売るだけです。売り上げは150ですが、コストは発生していませんので、Bにおいては単純に30%の税率がかかってきます。売り上げと全く同じものが課税ベースの150ということになって、30%の税率なので45になります。

このように、例えばAで生産はしていて、Bに輸出している、もしくはBで販売が発生していてその額が150であると、課税されるのはAではなくてBにおいて課税されます。

基本的な構造は比較的単純です。ただし、何かポイントがあります。第1の点として、売り上げをどう扱うかという観点からすると、エコノミスト的に考えると、これは関税ではありません。なぜかといいますと、国内販売につい

ては輸入と全く同じ扱いとなります。最終需要家にとって輸入されたときに課税されます。ただ、国内販売があったとしても、同じように課税があります。よく皆さんが議論するときに、国境調整税であるから関税であるという言い方をしますが、エコノミストからすればこれは保護主義的な関税というものではありません。

2つ目のポイントとして、このようなDBCFTと標準的な法人税の違いがあります。通常のスタンダードな法人税から何をどうするとDBCFTになっていくのでしょうか。DBCFTでは投資家として最低限必要なリターン、超過部分がないところのリターンに対する課税をしません。スタンダードな法人税と言った場合には最低限必要なリターンプラス超過利潤の部分についても税金がかかります。

もう1つは、国境調整部分を導入します。輸出にはかけないけれど輸入にかけるということは、実質的に言えば課税をどこで行うかという意味で、生産地から消費地に移すということです。このDBCFTを考える場合に、ありとあらゆる問題がある中で、この点が鍵かと思っています。

### 2-4. DBCFT

DBCFTは、VATに、賃金の補助もしくは賃金の課税の免除部分を加えたものと経済的には同じです。スライド11の上に式が書いてあります。国内売り上げに課税します。そのときの国内の発生費用は控除します。あとは賃金部分の控除です。一番最初の部分については、理想的なVATのベースと同じです。先ほどの国A、Bと同じ数字を使った例がここにありまして、これで皆さんにご理解していただきたいと思っています。

先ほどの数字を見ていただいてここで見ると、最終的にAであろうとBであろうと、租税債務についてはVATがあつてかつ賃金補助があつた場合と、結末としては同じであるということを示したいのです。Bの方が売り上げしかあ

りませんので、こちらの方が簡単なので、VATと賃金補助があった場合の租税債務はどうなるかと言えば、実質的にはVAT部分のみです。控除ができるようなインプットのコストがないので、ただ単にセールスに30%かかります。150に対しての30%なので、45です。DBCFTの場合と同じ45になるということです。

Aの方は、他に活動があるのでやや複雑ではありますが、結論は同じです。売り上げがAという国では150であって、VATの負担はどうなるかという、人件費以外のコストが40ですから、150引く40の110がVATのベースとなり、20%の税率なのでVATが22になります。ただし、賃金の控除があるので、Aというところで人件費が60、その20%に相当する12の部分のリベートがあります。そうすると、VATと賃金補助について計算すると、VATについては22、人件費部分で12を引いて、それを計算すると結局10ということで、DBCFTの場合と同じになります。それではVATだけあって賃金に対して補助をする、もしくは賃金について税を減免すれば済むのではないかという疑問が出てきます。当然の質問です。実際に多くの国が実施しようとしています。つまりVATに対する依存度を高めて、賃金に対する課税をなるべく減らそうということです。今の計算によると、結局のところDBCFTに移行するのと極めて似ているということです。これまでは、金融ではない実業、たとえば製造業の例を使っていました。

## 2-5. 資金フロー

では、資金フローはどのように扱うのでしょうか。これは非常に複雑であって、まだ完全には解明されていません。DBCFTとVATがこれだけ似ているということです。VATの下でのフィナンシャルフローがどうなるかと見ると、DBCFTと同じような問題が出てきます。

ロジックとしては、まず全ての流入部分については課税します。流出部分についても全て控

除となります。ここでのポイントは、利息部分だけではなくて、元本も含めて入ってきたものと支払ったもの両方ということです。あまりなじみがないアプローチです。90分頂いても詳しく話すには足りないかと思いますが、例を申し上げますと、なぜ元本に課税をするのか、正味の利息部分だけではなぜいけないのかと思うかもしれません。それは、両者間の取引におけるレントをきちんと捕捉できないからということです。例えば銀行の余剰レント部分だけに課税することになって、それに対応するような企業側の方では控除がないという可能性が発生します。それをFベース (Financial Base) と言っています。これは、結局はキャッシュ・フロー・ベースのRベースの場合と似ています。つまりレントの部分だけ、ここに預金者と書いてあります (スライド12) が、納税をしなかった当事者との間のレントの部分だけにかかるという結末になります。DBCFTの下で概念的にはフィナンシャルフローはこうなります。

もしこれを導入するのであれば、もう少しシンプルにするために何ができるでしょうか。もしこのようなフィナンシャルフローの取引が、登録されている納税者間のものであれば、最終的には相殺されます。私は銀行で、皆さんが法人だとして私が貸し付けた場合には、その元本部分については控除があります。しかし、その元本部分、皆さんが借り入れを受け取ったときには課税があります。そうすると、このフィナンシャルフローのところについては、非課税者の部分だけを処理すればよいのではないのでしょうか。ただし、仕向地ベースというところも考えなければいけないので、基本的にはどういうことになるかという、他の国の課税対象となる事業者が絡む国境を越えるフィナンシャルフローについては、それを除外します。結局この結末としては、輸出には課税をしないけれども、輸入については控除ができないということと同じです。

あと、原則としては、資金的な流れが、国内

の非納税者と非居住者との間で起こった場合に、  
 どのような扱いをするかを考えなければいけません。  
 これは、VATとほぼ似たような課題です。DBCFTの教科書的な議論の中で、ここが一番複雑な部分で、最も議論が行なわれていない部分だと思えます。

以上が概念的な仕組みであって、ここからはその影響です。

### 3. 影響と特性

#### 3-1. 為替レートと物価に対する影響

既に話題になっている点、為替レートと物価に対する影響です。

何十年にもわたって、VATに関するさまざまな論文が書かれています。皆さまもよくご存じだと思いますが、EUでも長らく議論がありまして、仕向地主義のVAT、つまり輸出にはかけないけれども輸入にはかけるものと、逆の原産地ベースのVATの議論がずっとありました。それはDBCFTで考えなければいけない国境調整税と全く同じ悩みです。ただ、実業に対する影響としては、原産地ベースであろうと仕向地ベースであろうと結局結末は同じとなると指摘している文献として、非常に堅牢な議論に基づくもので、よく知られたものがあります。半世紀前にもなりますが、ラーナー対称として知られている研究です。単純にいいますと、輸入に課税をする場合の影響は、結局輸出に課税をする場合と同じとなります。どちらも貿易阻害の影響があります。ラーナー対称というのは輸出税と輸入税が実質的に同じであるという考えです。そうすると、国境調整税というのは輸出に課税をして輸入に補助をするということと同じになります。そうすると、お互いに相殺し合って物価には結局影響はありません。

ここで重要なポイントとなるのは、全てに関して単一税率であるということです。もし税率がものによって違うのであれば、これは当てはまらなくなります。実際にどのようにしてこの

ような中立性を実現できるのでしょうか。恐らく、次の2つのうちのどちらかが起こり得ます。まずは為替レートの上昇です。DBCFTであろうと国境調整税であろうと、輸入に課税がされるのであれば輸入のコストは高くつくと考えます。自国通貨建てで高くなるといっても、もし為替で上昇するのであれば、その部分は相殺されます。

輸出がどうなるかというところ、もう税金はかかりません。しかし、その輸出に税金がかからないというところはいいと思われるかもしれませんが、今度は為替の方で上昇していると自国通貨建ての価値は下がっています。最終的には、国内通貨建てであると物価は今の為替レートの影響があるので、変わらないということになります。2つ目は、消費者物価と賃金が、全く同じ割合で上がった場合です。或いは、それらの中の幾つかの組み合わせで同じ結果になります。一応脚注として付けますと、DBCFTを導入して他に何も変えなかった場合です。ただし、法人税をなくすという項目が入ってくると、為替レートや物価に対してはいろいろな影響が出てきます。法人税をDBCFTで置き換えたらどうなるのかという議論です。時々報道等で誤解があり、なかなかうまくできていると聞こえるかもしれませんが、物価による調整となるか為替レートでの調整となるかは、書いていません。どれだけのスピードで調整が起こるのか、或いはこの税制の影響でどの程度相殺されるのか、皆さんそれぞれ見解が違います。

よく聞かれる疑問として、資本の流れに比べると貿易の金額の方が小さくて、毎日何兆円ものお金が動いて為替レートが決まっているのに、なぜこういう状況において為替レートが税金の影響を受けるのでしょうか。アービトラージの大きい影響があり、結局は国内で調達するのと輸入するのとどちらが安いかがポイントで、大規模な物品サービスに関する未実現利益があるというような事態でもない限り、何らかの調整が必要です。もう1つ、為替レートの影響を受

けるのであれば、その上昇率も非常に大きくなり得ます。つまり、税率と同じぐらいに動く可能性があります。そのようなことを考えると、IMFのような立場として気になるのは、この税金を導入しなかった他の国への影響はどうかということなのです。例えば、米国以外の国がドル建てで国債を発行した場合にどうかということなのです。或いは、米国外でドル建ての資産を保有している場合の影響は大きいのです。

ここまですが為替レートの話で、今度は投資の場所に対する影響です。

### 3-2. 投資の場所に対する影響

先ほどの例では、閉鎖経済ということで結局投資に対するゆがみは発生しないという話をしました。A国とB国があったとして、DBCFTが両方であって、しかも税率が同じであれば、先ほどの閉鎖経済と全く結末としては同じです。仮にDBCFTが2カ国で違う税率であったとしても同じこととなります。例えばAとBで最初は同じ税率でスタートしたけれども、Aの国で引き上げがあったとします。それを皆さんに聞くと、やはり費用はAの国で付けて売り上げはBに計上したいとお考えになるかもしれません。しかし、物価及び為替レートが調整されますので企業はそうは考えません。結末としては、幾ら投資をするか、どこに投資をするかという意思決定に対して歪曲が起こらないような税制であるということです。なぜどこに投資をするかということで影響が出ないかというと、仕向地ベースであるので、最終消費地、需要家のところ、売り上げだけで課税されるからです。それ以外の部分について、生産チェーンの中の全てについて結局は相殺されます。最終消費者、最終需要家がどこにいるかだけがポイントであって、どこを選んだ方が得をするということがなくなります。

### 3-3. BEPS 問題

もう1つが、BEPSに絡む側面です。国境調

整税について、こうやって物価が動いて為替レートが動いて結末として何も変わらないということであれば、利益移転をする機会が結局はなくなります。利息についてはそれを説明しました。

もう1つの例として、移転価格税制があります（ここにover-stateと書いてあるのは、under-stateの間違いです）。高税率国から低税率国に輸出しているのであれば、その価格については過少に申告したいというインセンティブが、現行の法人税の下であればあります。輸入した側で控除ができる税率と、輸出売り上げに対して課税される率と違いがあるからということで、何か得をしようとするわけなのです。しかし、DBCFTですとこの部分についてもう関係がないということになります。輸出価格をどう操作しても、その輸出側では課税されないのので、租税債務としては影響が出ません。輸入価格をどう操作したとしても、控除は使えないので、それも結局意味がなくなります。同じことが知財にも当てはまるのですが、これは全ての国でDBCFTがある場合です。

そうなるですと、どういうタックスプランニングの機会があるのでしょうか。その場合の考え方のポイントとしては、VATと賃金の補助があるのと同じ状況です。そういう状況でどうすれば税金を減らすことができるのかと考えることとなります。

### 3-4. 税収

税収への影響は、長期的よりも短期的にははっきり出てきます。輸出で得ていたものがなくなる部分よりも輸入で課税して徴収できる分が大きくなるので、ここで短期的に影響が出てきます。税収は上がります。これはネットで見ると輸入している場合です。しかも、その金額はかなり大きくなります。ただし、この影響は一時的ではないのか、国際収支のマイナスはそこまで永続的にはできないのではないのか、どこかでこの流れは反転せざるを得ないのではないのかとい

う意見もあります。しかも、税収が上がるのか下がるのかという問題になってくるわけですから、政治的にも大きな影響がある側面です。

原則論で申し上げると国際収支もしくは貿易赤字・黒字について必ず反転しなければいけないか否かははっきりしていません。日米間も伝統的にこういう事態でした。日本人については若いときに貯蓄する、アメリカ人は若いときには使うものだといわれています。しかし、米国の人口は増え続けているので、アメリカの貿易赤字については結局ずっとそのままであるということです。このように、税収という意味では長期的な影響ということでも問題があります。

### 3-5. 誰が負担をするか

最終的には誰がDBCFTを負担するのでしょうか。

DBCFTの影響が、為替レートで出てくるのか、物価と賃金の方であるのか、それによって変わってきます。消費者物価と賃金の調整で起こってくる場合、この税金を導入すると物価は上がります。単純なモデルで言えば、賃金も上昇するということです。その場合に、誰がこの導入された税の負担をするのでしょうか。それは、米国でお金を使っている人が負担しているわけです。所得から負担しているわけではない場合、それは一体どういう当事者でしょうか。1つ明らかなのが株主です。これがレントタックスの原則であって、基本的には余剰利益の受け取り手が負担します。といっても、実務ではこのように単純ではありません。例えば年金とか公務員共済であるとか固定の名目収入がある者もいて、自動的に放っておいて調整が起こるというものではありません。

ただし、DBCFTを提唱する人たちはかなり累進性が期待できると言っています。スライド26でERと書いているのは為替レートです。こちらの方で調整が起こる場合には、話が変わってきます。外国人にも影響があるからということだけでもありません。明らかに外国人、非居

住者にも影響が出ますが、この場合には勝ち組と負け組というか、得をする人も損する人も両方いるのですが、いずれにしてもその金額は大きくなります。

繰り返しますが、こういった話はDBCFTを導入しただけで、他に何もなかった場合です。ただし、DBCFTをただ始めましたというそれっきりということではなくて、今の法人税の代わりにということが現実では行われるわけです。標準的な法人税の枠組みがなくなるということでは得をするのは誰でしょうか。

それには、2つの側面がありまして、まずは通常最低限必要な部分のリターンについての税がなくなることを意味します。そうすると、おおむね資本の所有者が得をします。もう1つの側面の方が複雑であって、結局課税のタイミング、場所が変わるということで、生産地から消費地が変わります。標準的な法人税をやめた場合でDBCFTが取って代わった場合に、分配的にもどういう影響があるのでしょうか。これは労使、消費者の誰が負担するのでしょうか。労働者の負担が大きいという懸念、議論も随分あります。

## 4. 問題点

文献自体もそれほどあるわけではないのですが、これに対する考え方についても随分論争があって、安定した1つの答えはありません。例えば、最低必要な通常のリターン部分について課税しないのはフェアではないのではないかと、それが分配上問題になる場合だったとして、その課税をしたいということであれば、法人税ではなく、個人所得税でできます。分配上の懸念があるのであれば、通常の法人税から destination based に変えるときには、他の全ての税についても考えた上で全体の影響を考える必要があります。

もう1つとても重要な側面があります。導入しない他の国にはどのような影響があるのか

ようか。先ほどいろいろな設例を紹介しましたが、それは全ての国で destination based が導入された場合でした。税率が違って、先ほど申し上げたようなことについて大きな影響は出てこないのですが、構造自体が違っていると話は違います。構造が違ったらどうなるでしょうか。1カ国だけで導入して他の国にないということになるのでしょうか。申し上げたように、全ての国でこれを導入したのであれば、BEPS上の問題についてはもともとなくなります。1カ国だけ導入すると、その導入した国では BEPS の問題は解消されるかもしれませんが、導入しなかった他の国では BEPS 上の問題は悪化します。

なぜかという、結末として DBCFT を導入した1カ国だけにおいて標準的な法人税率がゼロであるのと実質的に同じになるためです。そもそも利益をシフトするというのは、2カ国間の税率の差が原因となっているわけで、1つの国の法人税がゼロになるとどうなるでしょうか。そうすると、そこで利益を移転したいとかアービトラージ（さや取り）をしたいというインセンティブが大きくなります。そうすると、導入した国に利益を移転したいということが予想されます。例えば導入した国の関連者に対しての価格は低めにしておこうとか、知財はそこに帰属させようとか、或いは借入れを行う関連者についても DBCFT を導入した国から借りた方が得だからそこに設置するとか、DBCFT を導入したその1カ国に利益を移転させるということで、いろいろな魅力が増します。

そうなった場合に、他の国はどう反応するのでしょうか。保全的な措置を考えることになりま。その受け取り先で課税されない部分については源泉税を取っておくか、もしくは控除を否認をするか、では、自分たちも仕向地主義を導入するかということになります。必ずしも destination based という同じ名前である必要はないわけであって、例えば法人税を引き下げなければ負けてしまうということであれば、その減

った分について VAT を上げようということになります。ある国で DBCFT という名前で導入されなかったとしても、実質的には DBCFT に近いものになっていきます。

## 5. その他の問題点

### 5-1. 法的な側面

教科書的な事例ではどうなるのかとか経済的な話をしてきましたが、それ以外の大きな問題です。

まずは、法的な側面です。

これはぜひ皆さんから学びたいと思っています。2つ問題があるうち、まずは WTO の問題です。私が話をした法律専門家は、私が今紹介したような教科書的な DBCFT であれば、ほぼ間違いなく WTO に整合しないだろうと言いました。仕向地主義であると、国内の売り上げと輸入が同じ扱いにはならないからという議論があります。確かに販売した時点では輸入と同じように課税されるとしても、どういう問題があるかというのは、国内の生産については賃金の控除が認められるけれども、それが輸入には認められていないからということです。私自身は法律の専門家ではありませんし、法律専門家の中でも見解は分かれているとはいえ、これを WTO が判断するとすれば違反ということになるでしょう。もしくは、パネル設置の申立ての強い根拠になり得るだろうと思います。

DBCFT を導入すると深刻な WTO 絡みの問題となるというのは、例えばドイツがはっきり言っています。エコノミストからすれば、これは奇妙というか変というか納得できないところがあります。これは結局 VAT と賃金補助を組み合わせた結果と同じではないかということです。VAT は WTO 協定上の問題がないし、給与税や賃金について税率を下げる、もしくは補助をするということも WTO 上問題はありませ。そうすると、エコノミストの観点からすれば結果として同じに見えるようなもので、なぜ

1つの見方はWTOに違反して、もう1つの見方であれば違反しないということになるのか、エコノミストとしては驚きです。ということで、今私たちがこうしている間にも頭が良い法律専門家は、WTO協定に引っ掛からないような形でのDBCFTはどんなものか、知恵を絞っていると思います。

私も法律の専門家ではありませんが、例えばどういうことを考える必要があるでしょうか。VATプラス賃金補助、それに対してDBCFT、法律的に一体何が違うのかと法律の専門家の友人に聞くと、厳密にいうとVATプラス賃金補助という組み合わせと同じとは言えません。DBCFTの下だと、2つの税率はいわば固定されるからです。DBCFTの下では同じレートで適用されますので、VATと賃金補助というそれぞれ独立のものは存在しません。そうすると、例えば法律を整備したとしてDBCFTのVAT部分についてはX%として、賃金補助の部分を例えばY%と決めて、そのXとYは違うかもしれません。でも、ほとんどの年度についてXとYを同じように設定します。そうすると法的には異なる税金、税率のように見えます。或いは、WTOとして問題がないと考えるような形で賃金補助の部分について控除を認めるかどうかです。以上を要約しますと、ポイントとしてはWTOに絡む深刻な問題が明らかに存在しているということと、もちろんIMFとしてはWTOに整合しないようなものは推奨できないので、これは対処しなければいけない問題です。

さらに租税条約の問題があります。皆さんの方が私以上に詳しいでしょう。2点が問題となりそうです。例えばDBCFTは所得税とほぼ類似しているという考えで、租税条約の対象となるという考え方です。その場合には条約に違反すると思われる。つまり、輸入に課税されるので、自分の国にPEがなかったとしてもその企業に租税債務が発生します。これ以外にも問題はありますが、DBCFTが租税条約の範囲

内ということになれば、まずこういうことを考えなければいけません。

或いは、これが租税条約の対象ではないという解釈をした場合に、DBCFTを導入していなかったところで外税控除がある場合、特にこれは国内法がどうであるかにもよりますが、影響が出ます。自分たちの国のDBCFTについて外税控除を認めたくないということになるかもしれません。その考え方がロジカルには正しいからと言っても、問題にはなり得ます。

## 5-2. 適用、実務上の問題

これまでここには触れていませんでした。

2点だけ申し上げます。まず損失の扱いです。VATの還付で発生する問題についてはおなじみです。VAT体制よりもDBCFTの方が赤字企業は増えると予想します。というのは、VATに似たようなものプラス賃金の控除の組み合わせであるからです。教科書的に言えばこの場合には還付について全額を即時でということ、もしくは利息を付けて繰り延べるということです。しかし、そのような救済措置が全く行われなるとすれば、先ほど中立的だとバイアスを及ぼさないといった魅力がDBCFTの特性だったのに、赤字企業の場合にそれが損なわれます。冒頭で述べた、投資判断にゆがみを及ぼさないというプラスの面がなくなることを意味します。

或いは、租税回避に関する問題もあります。赤字企業との合併とか赤字企業のところから輸入しようとするなどのケースも考えなければいけません。例えば賃金の費用なども含めて大規模な還付を輸出業者に与えているのではないかと見えるという問題もあります。

それではどうするのかですが、還付ではない方法を考えるのであれば、利息を付けた上での繰延が考えられます。その場合ですと、恒久的に損失ということになるので、輸出業者にとってはこれでは十分ではありません。現金での還付は避けたいということであれば、例えば人件費に関して他のところで税を控除することがで

きるようにするとかですが、いずれにしても非常に難しく、どう対処したらいいのかが、まだ判っていない問題です。

最後に申し上げる適用の問題も、重要な問題ではないと思います。仕向地をどう定義するかということです。物品であればそれほど問題ないところが、サービスの場合、それから遠隔地にサービスが提供されるような場合には、VATで経験積みの問題があります。スタートポイントとしては、既存のOECD VAT/GSTガイドラインを使うのはどうかということです。DBCFTを導入した場合に、他にもおなじみのB2C輸入の問題があります。VATと同じ問題であって、初めての問題ではありません。今DBCFTはVATプラス賃金補助と似ていると言いましたが、DBCFTの中でのVATの要素部分については、クレジットインボイスではなくて、帳簿上で差し引きを計算する方法のようになります。一番似ているのは、世界の中でも日本の消費税かと思います。

ということで、日本の消費税を視察にアメリカの法律家が軍団のように来るのではないかとことです。皆さんもお忙しくなるかと思えます。

あとはレファレンスです。スライド38の一番上に書いてあるのが、私が述べた100ページに及ぶ論文で、冷静に淡々と書かれたものです。2番目のペーパーは、強くDBCFTを推奨する立場です。3つ目はMichael Graetzで、これは反対の立場です。一番下のものはWTOの問題をもっと深く掘り下げています。ご清聴ありがとうございました。

## 質疑応答

(Q1) 慶応大学の上田と申します。大変貴重な話をありがとうございました。今日のお話は、あくまでもスタンダードなDBCFTの話であって、今アメリカ議会で検討中のもの話ではないと承知はしているのですが、もしでき

ましたらご示唆をお願いしたいのです。アメリカの法人税は今35%であろうかと思いますが、それを全てこのDBCFTに置き換えるとすればどのぐらいのタックスレイトになり、それがどの程度物価に影響が出るのか。この税負担の帰着が一体どこに行くかということだと思いますが、消費者にある程度行くとすれば、或いは相当程度行くとすれば、物価にどの程度影響が出るのでしょうか。そうした場合には、ポリティカルなインプリケーションは出ないのかどうか、米国はそこがどうなのか、そこを教えてくださいなればと思います。

(Keen) レイトが何%になるかわかりませんが、そもそもOECD加盟国の中で米国の法人税が突出して高いということは米国自身が懸念しているわけであって、純粋な形のDBCFTにした場合にはレントに対する課税ということなので、VATと同じとすべきで高くあってはいけないという理由もないということになります。法人税が高いことを他国と比べて気にするのは、これがトリガーとなってBEPSゲームが始まってしまうからですが、純粋なDBCFTであれば法人税は自動的にゼロに相当するわけであって、あとはVATとしてどこまで高くするかというだけの問題です。DBCFTに反対している人たちは、最終的にVAT的なもので結局収まるのではないかと懸念しており、米国ではこれに納得しない人も随分いるわけです。

物価調整に関しては多分誰もわからないと思います。国内物価の調整で出てくるのか、或いは為替レイトの調整ということになるのか。いろいろ研究者がマクロモデルを使ってシミュレーションを始めてはいますが、シミュレーションモデルを使っても何らかの裁量的な前提を使っているわけです。DBCFTを導入した国にとっては為替レイトで調整があった方が多分対応しやすいわけです。なぜかといいますと、その場合は先ほど言いました年金のような名目固

定所得に依存する人たちのことを気に掛ける必要がないからです。といっても、その場合ですと、導入しなかった他の国が困るわけであって、導入しなかった他の国にとっては導入した国の中の物価だけで調整してもらった方が簡単なわけです。

しかし、輸入に依存しているような企業に対して、為替レートがきちんと調整されますから大丈夫です、輸入価格が20%上昇しても御社がつぶれるということにはなりません、というのは多分説得できないでしょう。

(Q2) これだけ不確実性がある中で、しかもこれだけ大きく税制が変わるとした場合に、ウォールストリート全体への影響或いは個別企業として自分たちの事業に対するインパクトをどう備えればいいのか、また税負担についてもどう考えればいいのか、世界の株式市場に対するインパクトはどうなるのでしょうか。

(Keen) 厳しいと思います。もちろん法律が書かれるまではよくわかりませんが、いろいろテクニカルな問題はあると思います。あとは金融部門についてどうなっていくかわからないものの、もしかしたら有利な結果になるかもしれないのですが、輸出入業者がいろいろ言っているのに比べると、金融部門からなかなか意見も声も聞こえてこない状態です。多分それは彼らたちも何がどうなるのか全くわからない状態であったからだと思います。ライアンプランの中で少し金融セクターについて触れてはいるけれど、ほんの少しであって結局はわからない状態です。あとは為替レートと物価の調整ということについて、どれだけかかるのか、どちらの方向に何が動くのかということが誰もわからないから、もしくは納得できる説明がないからだと思います。われわれとしてももっと調査したいと考えています。

ただ、そうは言ってもこれまで経験がないというか、これほどの大きな税制の変更がなかつ

たので、VATの影響のリサーチはされているけれど、IMFによるVATの調査はユーロ圏なので、為替レートが関係ありません。あとは最近始まっている新たなリサーチが役に立つかもしれませんが、結局は新しい税制を導入するだけではなくて、今の法人税を廃止するという2つのことが一緒に起こってくるので、その影響も混交するというかハイブリッドになるということです。多分何もかも一時に変えるとか一夜にして変えるとかそういうことではなくなると思います。

ということで、経過措置の文言が大事になってくると思いますので、それが出てくるのを見て確認したいところです。例えば1年で全部を国境調整税に変えなければいけないということでもなくて、例えば輸出入側でそれぞれ10%ずつ1年ごとに変えていくとかなので、一夜にして全て変わるというおそれではないと思います。

(Q3) 中央大学の森信です。私はWTOの協定にも関わったことがあるのですが、経済学的には確かにこのキャッシュ・フロー・ベース・タックスの20%がVATの25%とイクイバレントになると、完全に調整されればそうなると思います。問題は、VATとの決定的な違いは、物価の問題ですが、転嫁できるかどうかということだと思っております。それで、結局完全に転嫁できればVATイコール destination based cash flow taxということですが、転嫁するためには日本でも曲りなりにもインボイスが入っています。それから、さっきの輸出のときでも日本の場合は輸出許可制になっていて、きちんと還付ができます。そういう制度インフラがあって初めて転嫁できると思うのです。

ところが、この destination based cash flow tax というのは直接税的に働くので、転嫁ということができない、しにくいと思うのです。WTOの協定では、間接税では destination based はOKで、直接税は駄目です。それはなぜかということ、結局WTOの協定では直接税か

どうか、間接税かで白と黒が決まっているわけなのです。そこの問題がアメリカのロイヤーたちはほとんど議論していないのではないのでしょうか。しているのだと思いますが、出てきていないのではないかと思うのです。

でも、そのことと関連するのですが、私もアメリカで学びましたが、直接税と間接税というのは結局恐らくアメリカではそういう区別はあまりないです。やはりインカムベースとかコンサンプションベースとかでタックスゼーションを分けています。そういう中で、しかしWTOの規定上は直接税か間接税かということなので、その点をどう考えているのかという点です。

それから最後の点でもう1つ、サブトラクションメソッドとおっしゃいましたが、私はそれにはすごく異論があるのです。日本は曲りなりにも一応日本型インボイスというのがあって、さっき言いましたように輸出国境調整というのは税関ができるようになってきているのです。ただ、今のキーンさんのお話、或いはAuerbachを読んでも、国境調整というのはもうブックでやるというか、企業計算でやるようになってきているのです。

ここは誤解があると私は思います。日本に大量に代表団が来られて財務省へ行かれても、がっかりされるのではないかと思うのです。今のはちょっと冗談ですが、その辺を教えていただければと思います。

(Keen) エコノミストの考え方で言えば、転嫁については、まず短期的には少し違いが出てきたとしても、長期的にはそれほど違ってこないのではないかと、或いは、それほど税の形態に依存するものでもないと思っています。例えばその企業の帳簿上の売上げに課税する場合と、クレジットインボイスのVATの場合と、長期的にはそれほど違ってこないのではないかと思います。

2つ目については、アメリカの議論の見方は先生のおっしゃるとおりであって、所得か消費

という分け方をしています。ただし、これは消費に対する課税ではないし、また賃金の補助もあります。直間の税率で分けるということはあまり定義がはっきりしていないというか、そういう考え方はあまり意味がありません。アメリカの憲法に関する議論で、1787年だったと思いますが、憲法を起草したときの記録として、マディソンの日記が引用されていました。直接税というのは一体何がどう直接なのか、誰も教えてくれなかったと書いてあります。18世紀終わりから事態は変わっていないということです。

3点目については私もわからないので、むしろ皆さんに教えてほしいと思っているのがサブストラクションのことなので、あえて答えは避けます。ただし、皆さんの見解が分かれているということは先生のおっしゃったとおりであって、国境で税関で行うのか、もしくは帳簿上で企業の計算をするのか、それは違ってくると思います。私の今の直観としては国境でした方がいいと思うのですが、共著者の他の同僚の論文の方ではアカウントでという考えの人がいます。

(Q4) 私の方は簡単な質問をさせていただきます。こういうアイデアが出てきた背景というか、例えばアメリカの多国籍企業をもう少しインブルーブさせようということなのでしょう。それからもう1つ、その反対側として、例えばドイツや日本や中国とかの企業に対する競争力を阻害するという背景があるのかどうかです。全くそうではなくて、セオリティカルな話なのかどうかというのをお聞きしたいです。

(Keen) 全然簡単ではないです。あまり臆測で言うてはいけないかと思いますが、エコノミストの見解というのはそれなりに影響があったのではないかと思います。例えば投資決定にゆがみを与えないとかデットバイアスを直す上でもメリットがあるとかです。あとはプラスの性質があるということだけではなくて、国境調整という意味で、税収で入ってくることも大き

くなります。調整をどう行うか次第ではあるけれど、なかなか簡単にわかりやすい税収でもあ

りません。簡単どころかちょっと難しくて、それ以上は言えません。